

平成22年5月25日

第2182号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## ■ 目 次 ■

## 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（260・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療機関の指定（261・福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による指定医療機関の変更（262・福祉政策課）…………… 3
- 生活保護法による施術者の指定（263・福祉政策課）…………… 3
- 平成22年度秋田県登録販売者試験の実施（264・医務薬事課）…………… 3
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（265・税務課）…………… 5
- 保安林の指定の予定（266・森林整備課）…………… 5
- 道路区域の変更（267、268・北秋田地域振興局建設部）…………… 6

## 公 告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（北秋田地域振興局農林部）…………… 7
- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）…………… 8
- 土地改良区の役員の退任の届出（由利地域振興局農林部）…………… 8

## 教育委員会告示

- 教育委員会会議の開催（10・教育庁総務課）…………… 8

## 告 示

## 秋田県告示第260号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年5月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
アイセイ薬局 わかば店	有限会社 東北メディスン 代表取締役	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川 原213-1	平成22年2月28日
北秋中央病院	秋田県厚生農業協同組合連合 会 代表理事理事長	北秋田市花園町10番5号	平成22年3月31日
日本調剤鹿角薬局	日本調剤株式会社 代表取締 役	鹿角市花輪字八正寺19-14	平成22年4月30日
疋田外科内科医院	疋田 純也	北秋田市川井字オノ神61-13	平成22年3月31日
大峽整形外科医院	大峽 克夫	大館市中道二丁目1番62号	平成22年4月1日
能代市国民健康保険富根診療 所種梅出張所	能代市長	能代市二ツ井町梅内字前田206	平成22年3月31日
合資会社安濃大年堂薬局	合資会社 安濃大年堂薬局 無限責任社員	能代市万町3番13号	平成22年4月4日
能代市発熱外来センター	能代市長	能代市落合字上悪土164	平成22年3月31日
さくら薬局能代店	クラフト株式会社 代表取締 役	能代市落合上悪土163	平成22年3月31日

鹿角組合総合病院	秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長	鹿角市花輪字八正寺13番地	平成22年4月30日
花輪調剤薬局	株式会社 布袋屋薬局 代表取締役	鹿角市花輪字八正寺19-35	平成22年4月30日

## 秋田県告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年5月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
赤玉薬局川反町店	赤玉薬品株式会社 代表取締役	能代市川反町1-25	調剤薬局	平成22年4月1日
北秋調剤薬局	株式会社 ファーマックス 代表取締役	北秋田市下杉字上清水沢81-1	調剤薬局	平成22年4月1日
北秋田市民病院	北秋田市長	北秋田市下杉字上清水沢16-29	内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科	平成22年4月1日
おおしま薬局	株式会社 メディックス 代表取締役	湯沢市字大島町89番地21	調剤薬局	平成22年4月1日
日本調剤鹿角薬局	日本調剤株式会社 代表取締役	鹿角市花輪字小沼97-3	調剤薬局	平成22年5月1日
ファーマックスかづの薬局	株式会社ファーマックス 代表取締役	鹿角市花輪字向畑89-1	調剤薬局	平成22年5月1日
かづの厚生病院	秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長	鹿角市花輪字向畑18番地	消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、神経内科、小児科、外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科	平成22年5月1日

花輪調剤薬局	株式会社 布袋屋薬局 代表取締役	鹿角市花輪字小沼95-1	調剤薬局	平成22年5月1日
さくら薬局能代店	クラフト株式会社 代表 取締役	能代市落合上悪土163	調剤薬局	平成22年4月1日
安濃大年堂薬局	合資会社 安濃大年堂薬 局 無限責任社員	能代市万町3番4号	調剤薬局	平成22年4月5日

**秋田県告示第262号**

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年5月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変更事項（名称）		変更年月日
			変更前	変更後	
能代市富根診療所	能代市長	能代市二ツ井町飛 根字前田33-3	能代市国民健康保 険富根診療所	能代市富根診療所	平成22年4月1日

**秋田県告示第263号**

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年5月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
小松田 泰	横手市大雄字三村269 -3	陽泉堂鍼灸マッ サージ整骨院	横手市大雄字三村269 -3	あん摩マッ サージ指圧	平成22年4月1日

**秋田県告示第264号**

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定に基づき、登録販売者試験を次により実施する。

平成22年5月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 試験の日時及び場所

## (1) 日時

平成22年8月25日（水） 午前10時30分から午後4時まで

## (2) 場所

秋田市中通二丁目6番1号 秋田ビューホテル

## 2 試験項目

## (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識

## (2) 人体の働きと医薬品

## (3) 主な医薬品とその作用

## (4) 薬事に関する法規と制度

## (5) 医薬品の適正使用と安全対策

## 3 試験方法

筆記試験とし、マークシート方式とする。

## 4 受験資格 次のいずれかに該当する者

- (1) 旧大学令に基づく大学及び旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
- (2) 平成18年3月31日以前に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者
- (3) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、1年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者
- (4) 4年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たり前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると都道府県知事が認めた者  
ただし、(3)及び(4)の実務経験については、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）施行日（平成21年6月1日）前に薬局又は一般販売業（卸売一般販売業者を除く。）、薬種商販売業若しくは配置販売業において行った実務経験並びに新法施行日以降に既存一般販売業者、既存薬種商、旧薬種商又は既存配置販売業者において行った実務経験を含む。

## 5 受験申込みに必要な書類

- (1) 登録販売者試験受験申請書 2部
- (2) 戸籍抄本又は住民票（本籍地の記載のあるもの） 1部
- (3) 写真（出願6か月以内に撮影した横3.5cm・縦4.5cm上半身脱帽のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの） 1枚
- (4) 実務経験を証明する書類
  - ア 4の(1)及び(2)に該当する者が提出する書類  
卒業証明書の原本又は卒業証書の写し  
卒業証明書等に記載された氏名と現在の氏名が異なる場合は、その変遷の状況が明らかになる戸籍謄本等の証明書を提出するものとする。（以下同じ。）
  - イ 4の(3)に該当する者が提出する書類
    - ア 卒業証明書の原本又は卒業証書の写し
    - イ 実務経験証明書  
なお、試験日前日までに実務経験を満たす見込みの受験申請者にあつては実務経験（見込）証明書を提出し、平成22年8月24日（火）午後5時まで（郵送により提出する場合には必着）に実務経験証明書を提出すること。提出のない場合は、当該受験は無効とする。（以下同じ）
  - ウ 4の(4)に該当する者が提出する書類  
実務経験証明書
  - エ 4の(5)に該当する者が提出する書類  
登録販売者試験受験資格認定通知書の写し（原本照合を受けたもの）

## 6 受験申請手数料

- (1) 額  
17,600円
- (2) 納付方法  
受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

## 7 受験申請書の受付期間及び場所等

- (1) 受付期間  
平成22年6月8日（火）から同月30日（水）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）  
郵送による場合は、6月30日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。
- (2) 受付場所  
住所地を所管する保健所（地域振興局福祉環境部及び秋田市保健所）に提出すること。  
秋田県外に住所地を有する者で、郵送により申請する場合は、秋田県庁医務薬事課あて書留郵便をもって送付すること。
- (3) 受験票の送付  
出願者に対しては、受験番号及び受験心得等を記載した受験票を送付する。平成22年8月11日（水）までに受験票が到着しない場合は、秋田県庁医務薬事課に問い合わせること。

## 8 合格発表

平成22年9月27日（月）午前9時に秋田県庁及び各保健所の掲示板に、受験番号を掲示するとともに、合格者に

は書面で通知する。

### 9 受験申請書等の入手方法

- (1) 最寄りの保健所
- (2) 秋田県ホームページ
- (3) 郵送による請求

秋田県外に住所を有する者で、(1)、(2)の方法に依りたい場合は、郵送により秋田県庁医務薬事課あて（〒010-8570：秋田県庁専用）に「登録販売者試験受験申請書請求」と記載して請求することができる。この際、請求者の氏名・住所及び郵送に必要な切手（参考：1部郵送の場合、定形郵便は90円分、定形外郵便は120円分が必要。）を貼った返信用封筒を同封すること。

### 10 試験についての問い合わせ先

県庁医務薬事課 秋田市山王四丁目1番1号 018 (860) 1407

### 11 受験申請書等についての問い合わせ先

大館保健所	大館市十二所字平内新田237-1	0186 (52) 3955
北秋田保健所	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186 (62) 1165
能代保健所	能代市御指南町1-10	0185 (52) 4331
秋田中央保健所	潟上市昭和乱橋字古開172-1	018 (855) 5170
秋田市保健所	秋田市八橋南1-8-3	018 (883) 1170
由利本荘保健所	由利本荘市字水林408	0184 (22) 4120
大仙保健所	大仙市大曲上栄町13-62	0187 (63) 3403
横手保健所	横手市旭川1-3-46	0182 (32) 4005
湯沢保健所	湯沢市千石町2-1-10	0183 (73) 6155

### 12 試験結果の開示

試験の結果については、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第22条の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、旅券等）を持参し、午前9時から午後5時までの間に下表の開示場所に直接請求してください。（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）

開示請求できる人	開示内容	開示受付期間	開示場所
受験者	各試験項目の得点及び総合得点	合格発表の日から 1か月間	秋田県庁2階 医務薬事課内

なお、上記期間経過後は、秋田県個人情報保護条例第15条の規定により、文書による開示の請求ができます。

### 秋田県告示第265号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県県税条例施行規則（昭和39年秋田県規則第15号）第44条の3第4項の規定に基づき、告示する。

平成22年5月25日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 氏名又は名称 秋北食糧株式会社 代表取締役 栗森 雅敏
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地 大館市字新町60番地
- 3 取消年月日 平成22年4月30日

### 秋田県告示第266号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項及び第2項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年5月25日

秋田県知事 佐竹敬久

森 林 の 所 在 場 所				全 面 積		保安林指定面積 実測又は見込	指定の 目的
				台	帳		

郡市	町村	(大字)	字	地番	台帳 (平方メートル)	実測又は見込 (ヘクタール)	(ヘクタール)	
湯沢市		川連町	大平	2番1	21,321	6.6354	5.6994	公衆の 保健
〃		〃	〃	4番	36,211	2.9786	2.9057	
〃		駒形町	八面狼ヶ沢	18番1	116,913	12.0050	3.8290	
〃		〃	〃	18番4	94,736	5.4131	1.5972	
〃		〃	八面寺下谷地	22番3	6,122	0.6122	0.6122	
〃		〃	〃	22番5	1,102	0.1102	0.1102	

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課、雄勝地域振興局農林部及び湯沢市役所に備え置いて縦覧

指 定 施 業 要 件			
立木の伐採の方法			立木の伐採の 限度並びに植 栽の方法、期 間及び樹種
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの	
(附属明 細書のと おり)	主伐として伐 採すること ができる立木 は、当該立木 の所在する市 町村に係る市 町村森林整備 計画で定める 標準伐期齢以 上のものとし る。	(附属明細書 のとおり)	(附属明細書 のとおり)

に供する。)

#### 秋田県告示第267号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年5月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 道路の区域

道路の 種 類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	あきた北 空港東線	北秋田市脇神字ハケノ下34番5地内	25.20~41.10	0.025
	新	あきた北 空港東線	北秋田市脇神字藁岱21番9地内	121.90~129.70	0.025

#### 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年5月25日から同年6月7日まで



〃	〃	南沢字塚ノ岱18番地 1	鈴 木 欣一郎
〃	〃	沖田面字小蒲野下川原66番地 1	小 嶋 兵 一
〃	〃	仏社字長信田日ノ台317番地	武 石 辰 久
〃	〃	小沢田字小沢田17番地	田 中 巖
〃	〃	仏社字田ノ沢113番地	武 石 一 作
〃	〃	五反沢字五反沢 1 番地	小 林 宏 晨
4 就任監事の住所及び氏名			
		北秋田郡上小阿仁村堂川字大阿瀬ハサ場10番地 1	萩 野 徳 治
〃	〃	沖田面字上大海20番地	原 田 孝 三
〃	〃	仏社字伊勢堂下43番地 1	大 沢 健 悦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、昭和土地改良区から申請のあった定款変更について、平成22年5月18日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西目土地改良区から次のとおり役員の新任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

由利本荘市西目町沼田字敷森26番地 1

須 田 誠 一

## 教 育 委 員 会 告 示

### 秋田県教育委員会告示第10号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成22年5月25日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

- 1 日時  
平成22年5月27日午後2時
- 2 場所  
教育委員会委員室
- 3 案件
  - (1) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について
  - (2) 秋田県産業教育審議会委員の任命について
  - (3) 秋田県心身障害児就学審議会委員の任命について
  - (4) 秋田県立図書館協議会委員の任命について
  - (5) 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について
  - (6) その他

## 正 誤

平成22年5月14日（第2179号）公布の教育委員会規則第13号（市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則）

（原稿誤り）

ページ	行	誤	正
4	終わりから17	「とは、」の下に「条例第二十八条の六第一項の規定によりその例によることとされる」を加え	「職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年秋田県条例第五号）第二条各号のいずれか」を「地公法第二十五条に規定する条例に特別の定めがある場合」に改め

終わりが  
ら13

掲げるもの

終わりが  
ら11

「週休日」を「条例第二十八条の二第一項に規定する週休日、条例第二十八条の六第一項の規定によりその例によることとされる勤務時間条例第八条の四第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」

もの

「から週休日」を「から条例第二十八条の二第一項に規定する週休日、条例第二十八条の六第一項の規定によりその例によることとされる勤務時間条例第八条の四第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」

発 行 者 秋 田 県  
購 読 料 金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目5番29号

印 刷 者 松原 繁雄